

金融庁電子申請・届出システムの利用開始に向けたご連絡

政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や業務効率化の取組みを推進するため、行政手続きのオンライン化を進めています。金融庁においても、令和2事務年度金融行政方針に基づき、金融機関等から受け付ける様々な申請・届出等（約4,000手続）について、オンラインでの提出が可能となるよう、金融庁電子申請・届出システム（以下「新システム」という。）の整備を行いました。

今般、新システムの運用開始の準備が整いましたので、各業界団体等におかれましては、下記の情報をご参照頂き、傘下の金融機関等宛にご周知願います。

記

1. 金融庁電子申請・届出システムのご利用開始時期
新システムのご利用開始時期は以下となります。

令和3年6月30日（水）

ご利用にあたっては gBizID の取得が必要となりますので、ご準備をお願いいたします。

gBizID サイト：<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

<関連通知>

令和3年3月31日公表

「金融庁電子申請・届出システムの利用等について ― gBizID取得のお願い ―」

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210331-2.html>

2. 新システムの利用開始に伴う関連情報について

- (1) 新システムにおいて利用可能な手続

新システムにおいて利用可能な手続の情報を以下に掲載いたします。

金融庁ホームページ(<https://www.fsa.go.jp/index.html>)

― 右側メニュー「申請・届出・照会」

― 「オンラインでの行政手続きについて」

― 「金融庁手続に関する情報」

― 電子申請・届出システムで利用可能な手続一覧

(2) その他

新システムの利用開始に向けて、各種手続に係る申請・届出の様式、新システムの利用ガイド、新システムへのリンク情報等を、利用開始時期までに以下に掲載いたします。

金融庁ホームページ(<https://www.fsa.go.jp/index.html>)

- 右側メニュー「申請・届出・照会」
- 「オンラインでの行政手続きについて」

※ 手続に関する上記の情報について重要な変更があった際には、各業界団体等を通じ当庁より周知しますが、各金融機関等におかれましては、必要に応じ金融庁ホームページの内容をご確認ください。

【お問い合わせ先】

金融庁総合政策局秘書課情報化統括室 電子申請システム担当
TEL : 03-3506-6000 内線 (5379、5377、3481)

(以上)